平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、地域の６次産業化の取組を推進するため、農林水産業者、食品加工業者等（以下「農林水産業者等」という。）が行う「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業に要する経費について、平成３０年度予算の範囲内において、農林水産業者等に対し、青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下｢規則｣という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において「『地域の６次産業化』中核プレーヤー育成支援事業」とは、新たな受託加工の取組により地域内連携が促進されることで地域の６次産業化の拡大につながる次の（１）の取組又は（１）の取組と（２）の取組を併せて行う取組をいう。

（１）新たな受託加工技術を活用した商品化の試作

（２）加工技術の習得や人材の育成

２　前項の取組は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）青森県内の農林水産業者、農業協同組合、漁業協同組合、公社又は食品加工業者が行うものであること。

（２）青森県内の農林水産物を原料として受託加工を行っている又はこれから受託加工を開始すること。

（３）加工機材をリース契約する場合は、事業実施年度の翌年度から２年以内に当該リースした機材を使用して食品加工を受託すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第４　規則第３条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

２　規則第３条第２項及び第３項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）農林水産業者等の事業を示す次の書類

ア　農林水産物の生産や販売の実態が把握できる書類（個人の場合）

イ　公的機関等への事業届出書など食品加工の営業が可能なことが確認できる書類（個人の場合）

ウ　定款又は登記事項証明書（個人以外の場合）

（２）直近の確定申告書や決算報告書など事業運営の内容を判断できる書類

（３）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第５　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、補助対象経費総額の３０パーセントを超える増減又は補助金額の増を伴う変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

（４）補助事業者が第７ただし書の規定により概算払により加工機材のリースによる導入に係る補助金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なくリース業者に支払うこと。

（５）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業の完了の日が属する年度の翌年度の４月１日から５年間保管しておくこと。

（６）補助事業によって導入した加工機材を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

（７）事業実施年度の翌年度から３年間、各年度における受託加工の取組状況について記載した事業成果報告書（第３号様式）を作成し、当該各年度の翌年度の４月１５日までに知事に提出すること。

（申請の取下げの期日）

第６　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して１５日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第７　補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、加工機材のリースによる導入に係る補助金は、概算払により交付することができる。

（補助金の請求）

第８　補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第４号様式）を知事に提出して行うものとする。

２　前条ただし書の規定により概算払請求を行う場合は、加工機材のリース契約に係る契約書の写し、リース料の算定方法がわかる資料等を添付するものとする。

（実績報告）

第９　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の４月１５日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）事業費の内訳を示す資料

（２）その他知事が必要と認める書類

　　附　則

この要綱は、平成３０年５月３１日から施行する。

別表（第３関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 |
| 「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業に要する次に掲げる経費 | | 下記の合計額又は１，５００千円のいずれか低い額以内の額 |
|  | １　加工機材のリースによる導入に要する経費 | 当該加工機材の物件価格の４分の１に相当する額 |
| ２　原材料費、会議費、資料印刷費、通信運搬費、包装費、検査分析費（衛生検査、成分分析、残留農薬分析等）、加工技術等研修費、ラベル等作成費、旅費、専門家指導料等（ただし、販売・販路開拓等に関わるものを除く。） | 左の経費の合計額の２分の１に相当する額 |

第１号様式（第４関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　 住所

申請者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業費

補助金交付申請書

　平成３０年度において実施する「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第３条の規定により、関係書類を添えて補助金　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業内容

別添「平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業計画書（又は実績書）」のとおり

２　補助事業完了予定（完了）年月日

平成　　年　　月　　日

３　収支予算（精算）

（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予　算　額(又は精算額) | 備考 |
| 県補助金  自己負担金 | 円 |  |
| 計 |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額(又は精算額) | 負担区分 | | 備考 |
| 県補助金 | 自己負担金 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |

（別添）

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業

計画書（実績書）

１　事業申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施  主 体 名 |  | 代表者名 | ※　事業者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 担当者名 | ※　代表者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 所 在 地 | 〒　　－ | | |
| 電　　話 |  | * Ａ Ｘ |  |
| Ｅメール |  | | |
| 経営状況 | ※　業種、構成員数（法人の場合）、主な事業内容、経営規模、受託  加工実績の有無等について記載してください。 | | |

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　標 | ※　取組の具体的な目標を記載してください。 |
| 取組内容  （取組結果） | ※　取組の概要を記載してください。 |
| 受託加工  連携相手先 | ※　加工品開発や委託加工等で他事業者と連携する場合は記載してください。 |
| 指導機関等 | ※　指導・研究機関、指導企業などがある場合は記載してください。 |
| その他  （特記事項等） |  |

注１）取組内容のわかりやすい資料があれば添付すること。

注２）実績報告の際には、試作した商品の概要（規格や原材料等）、リースした加工機材に関するリース契約書、規格書、写真等を添付すること。

３　受託加工実績及び計画

|  |  |
| --- | --- |
| 受託加工実績 | ※　過去３年間又は直近の受託加工実績１０件について、委託者名：市町村名、受託加工の内容、数量等を記載してください。 |
| 受託加工計画（受託加工  結果） | ※　今後３年間の受託加工計画を作成し、委託者名：市町村名、受託加工の内容、数量等を記載してください。 |
| 受託請負  の範囲 | ※　「近隣の○○市、○○町に限る。」「青森県内全域。」「地域を限  定しない。」などを記載してください。 |
| その他  （特記事項等） |  |

４　事業費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内　容 | 単　価 | 数　量 | 計 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※　欄が足りない場合は、適宜追加すること。

　　加工機材をリースする場合には、相手先とのリース契約書(案)を添付すること。

第２号様式（第５関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　 住所

補助事業者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業

変更（中止・廃止）承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤーの育成支援事業費補助金交付要綱第５第１号（第２号）の規定により、その承認を申請します。

記

（注）

　１　記以下の記載は、第１号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業内容」を「変更（中止・廃止）の理由」に書き換えること。

２　変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

３　中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の理由及び期日を記載すること。

第３号様式（第５関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　 住所

補助事業者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業

成果報告書（平成　　年度報告分）

　平成３０年度に実施した青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業に

ついて、受託加工の取組状況を下記のとおり報告します。

記

　受託加工の取組状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：ｔ、個、等）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取引先（商品名） | 事業実施年度 | 平成　　年度 | 平成　　年度 | 平成　　年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（注）

１　表題に事業成果を報告する年度を記載すること。

２　受託商品の製造量等について記載すること。

第４号様式（第８関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　殿

郵便番号

　　　　　　住所

補助事業者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業費

補助金（概算払）請求書

金　　　　　　　　　　　　　円

　ただし、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業費補助金として、上記の金額を（概算払にて）請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振  込  先 | 金融機関名 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

（注）

１　「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載すること。

２　「口座番号」は、「普通」「当座」等の区分も記載すること。

第５号様式（第９関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　　　　　　住所

補助事業者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業

完了（廃止）実績報告書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業が完了（廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第１２条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（注）

記以下の記載は、第１号様式の記以下に準ずること。